附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　住宅に対するこの告示による改正後の住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針（次項において「新告示」という。）の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定による届出がされた建築物に対する同第七十五条第一項後段又は第七十五条の二第一項後段の規定による変更の届出に係る新告示の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第二百六十五号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号）第一条第一項第二号イ(1)、第二条第二項（同令第四条第四項において準用する場合を含む。）、第三条第二項（同令第五条第四項において準用する場合を含む。）、第四条第二項、第五条第二項並びに第八条第一号イ(1)及び(2)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項

第1　非住宅部分に係る事項

1　設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第２条第２項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1)　空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。

イ　空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{AC}=\sum_{i}^{n_{AHU}}\sum_{d}^{D_{AHU,i}}E_{AC,AHU,d,i}+\sum_{i}^{n_{PUMP}}\sum_{d}^{D_{PUMP,i}}E_{AC,PUMP,d,i}+\sum_{i}^{n_{REF}}\sum_{d}^{D_{REF,i}}E_{AC,REF,d,i}$$

この式において、E_{AC}、$E_{AC,AHU,d,i}$、$D_{AHU,i}$、n_{AHU}、$E_{AC,PUMP,d,i}$、$D_{PUMP,i}$、n_{PUMP}、$E_{AC,REF,d,i}$、$D_{REF,i}$及びn_{REF}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{AC}　：空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$E_{AC,AHU,d,i}$　：日付ｄにおける空気調和機等ｉの１日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　１日につきメガジュール）

$D_{AHU,i}$　：空気調和機等ｉの年間稼働日数（単位　日）

n_{AHU}　：空気調和設備内の空気調和機等の数（単位　台）

$E_{AC,PUMP,d,i}$　：日付ｄにおけるポンプ等ｉの１日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　１日につきメガジュール）

$D_{PUMP,i}$　：ポンプ等ｉの年間稼働日数（単位　日）

n_{PUMP}　：空気調和設備内のポンプ等の数（単位　台）

$E_{AC,REF,d,i}$　：日付ｄにおける熱源機器等ｉの１日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　１日につきメガジュール）

$D_{REF,i}$　：熱源機器等ｉの年間稼働日数（単位　日）

n_{REF}　：空気調和設備内の熱源機器等の数（単位　台）

ロ　$E_{AC,AHU,d,i}$及び$E_{AC,PUMP,d,i}$については、各機器が処理する暖冷房負荷（暖房負荷及び冷房負荷をいう。以下(1)において同じ。）を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ハ　$E_{AC,REF,d,i}$については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ニ　暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ)　次に掲げる事項については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。

(i)　空気調和設備の運転時間及び温度設定

(ii)　居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量

(iii)　照明設備、ＯＡ機器等の使用時間及び発熱量

(iv)　外気の取入時間及び取入量

(ロ)　気象条件については、地域の区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）ごとに定められる気象情報を用いること。

(ハ)　暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i)　室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii)　日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iii)　照明設備、ＯＡ機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(iv)　取入外気の熱

ホ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第１に掲げる数値を用いるものとする。

(2)　空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからニまでに定める方法により算出するものとする。

イ　空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_V=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(E_{V,i}\times T_{V,d,i}\times F_{V,i}\right)\times f_{prim}\times 10^{-6}$$

この式において、E_V、$E_{V,i}$、$T_{V,d,i}$、$F_{V,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_V　：空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$E_{V,i}$　：空気調和設備以外の機械換気設備ｉの消費電力（単位　ワット）

$T_{V,d,i}$　：日付ｄにおける空気調和設備以外の機械換気設備ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）

$F_{V,i}$　：空気調和設備以外の機械換気設備ｉの制御方法に応じて定められる係数（単位　無次元）

D_i　：空気調和設備以外の機械換気設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

ｎ　：非住宅部分における空気調和設備以外の機械換気設備の数（単位　台）

f_{prim}　：別表第１に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　空気調和設備以外の機械換気設備は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる機器とする。

(イ)　給気機

(ロ)　排気機

(ハ)　その他空気調和設備以外の機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ　$T_{V,d,i}$は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ニ　$F_{V,i}$は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。